

ノートルダム・ド・パリ保全修復特別法を  
めぐる議論

岡 橋 純 子

## **Discussing the special law for the restoration of Notre Dame Cathedral of Paris**

---

This paper emphasizes the state of ambiguity that surrounds Paris' Notre Dame Cathedral's future following the fire damage it suffered in April 2019. Notably, this ambiguity persists even in the context of the newly-established special law for the Cathedral's conservation and restoration. Instead of stating that restoration efforts will aim to restore the Cathedral to its "last known visual state before the disaster"—which would be in keeping with international cultural heritage principles—the law only refers to the need to "preserve the historic, artistic and architectural history of the monument," thus leaving the following question open: Will the Cathedral be restored to its previous form using the same material, or will it become the object of some radical contemporary architectural gesture, as the French Republic President Emmanuel Macron declared in the aftermath of the fire?

This paper's aim and position are expressed in three primary topics by describing the emergency response operations and the Cathedral's state of conservation since the fire gutted its roof and spire; following the parliamentary debates that led to the final text of the 29 July law for the Cathedral's restoration, with special attention to the conditions and concerns that were incorporated and those that were not; and introducing the characteristics of the specially commissioned public administrative body that manages necessary operations according to the abovementioned law.

Observing French national policy on the Notre Dame Cathedral may offer insights that can be applied to other post-traumatic iconic cultural heritage sites around the world. When visionary ideals and reality are closely joined in political and operational processes, and coupled with the appropriate application of scientific theory and reliable practice, they can synergize the recovery and reconstruction of places—like the Cathedral—that have been committed to memory and invested with value. This paper examines the initial steps of the Cathedral's forward-looking recovery, which is a trajectory on which such synergy is expected to manifest in further works led by the concerned public management body.

## 1. はじめに ノートルダム・ド・パリの歴史の変遷

本論文では、2019年4月に火災に遭ったノートルダム・ド・パリの将来像が、その修復に関する特別法が制定されてもなお具体化されないままとして残されている状況について議論する。

なお、本論文は、筆者が2020年3月5日にフランス・パリのイコモス本部で開催された「文化遺産保護の統合的ガバナンス方法論開発のための国際共同研究」（日本学術振興会、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業）の一貫での研究会合で口答発表をおこなった内容をその一部に含み、論考として書き直したものであることを述べておく。

ノートルダム・ド・パリは、フランスのパリ大司教区の司教座聖堂（以下、カテドラル）であり、12世紀前半に発展したフランスゴシックの最高傑作の一つとして、その大きさと技術、意匠において代表的ともされる建造物である。初期の建設は1163年、フランス国王ルイ7世の治世下でモーリス・ド・シュリー司教のもとに始まり、作業途中にも4段階の設計見直しを経ながら1250年ごろに完成した。後に続く数世紀の間にも、幾度となく建造物として現状変更を重ねていく。フランス大革命の間には、彫像の破壊などのヴァンダリズムに遭い、教会としての機能を一時的に失って俗用に供された。1802年にはカトリック教会に復帰し、1844年の王政復古期には国王ルイ・フィリップがこのカテドラルの修復を命じた。現存のノートルダム・ド・パリの姿に大きく近づけることとなったこの19世紀半ばの修復は、ユジェーヌ・ヴィオレ＝ラ＝デュクとジャン＝バティスト・ラシユスという2人の建築家の設計のもと大規模な改変をとらない、尖塔の再建を含むものとなった。

## 2. ノートルダム・ド・パリの過去の修復作業

中世のパリやゴシック芸術がまだ価値づけられず荒廃を続けた時代、人気作家だったヴィクトル・ユゴーが著作を通してパリの歴史的記憶について大衆の関心を喚起することとなる。ユゴーの小説『ノートルダム・ド

・パリ』は、1831年に出版されるやいなやフランスで大ベストセラーとなり、中世やその建造物に対する興味が一般国民に浸透するきっかけとなった。ユゴーは、ノートルダム・ド・パリという歴史的な場所にメロドラマ風の世界を組み合わせ、カテドラルを中心として、15世紀パリのごみごみとした様相を描写した。小説の大部分はノートルダムの塔において展開され、その鐘つき男カジモドが中心人物をなしている。19世紀初頭のカテドラルのひどく荒廃した状態に注目し、偉大な建築は大きな山のように何世紀もかけて築かれるものだと考えたユゴーは、ノートルダム・ド・パリ修復のための大キャンペーンに荷担する。結果として1845年に修復作業が開始されたのは、民意をも動かしたキャンペーンの成果とも言え、これはフランスにおいて文化財への関心が広く喚起され、建造物修復のための政策が本格的に動き出すきっかけにもなったと言える。

ノートルダム・ド・パリは、尖ったアーチ、天井のリブ・ヴォールト、フライング・バットレス（飛梁）、高い天井と広々とした内部空間といったゴシック建築の様式を体現している。この建築様式の構造上の各部分は、建設途中のいくつかの段階において、その都度の構造上の必要性に応じて形作られた。ヴォールト屋根や石積みの側壁の横の力学を支えるためには、外部からの飛梁や橋脚が導入された。このような構造サポートによって、内部空間を明るく照らす大きな開口部も可能となったのである。カテドラル西側の正面ファサードや交差部の扉は多くの彫像で装飾されたが、フランス大革命で破壊された。19世紀の修復作業においては、これら13世紀の石像作品が甦る。カテドラル中央の身廊の上にそびえる尖塔に関しては、度重なる落雷で炎上し、18世紀末には撤去されていたものをヴィオレ＝ル＝デュクは再建することにする。彼は、残っていた過去の尖塔の図面を発展させ、かつての姿よりも10メートルほど尖塔を高く設計し、木材と鉛を用いて作業を進め、1859年には完成させた。この尖塔は鐘楼などの機能のない、まったくの意匠上の、装飾用のものである。屋根の上の尖塔基部の周囲にはまた、福音史家と十二使徒のブロンズ像が付加された。大幅な現

状変更に加え、彫像のモデルがヴィオレ＝ル＝デュク自身や工事に携わったスタッフたちなどであったことが、後に批判を浴びた。さらには、側壁の屋根下部の雨樋には装飾として石像のガーゴイルが施された。19世紀のノートルダム・ド・パリ修復は、史料に忠実に建造物を過去の姿に戻す修復にこだわることなく、建築としての発展と機能を重視しようとした建築家の考え方を示している。

20世紀になってからも、戦後、ノートルダム・ド・パリは段階的に修復されている。1965年には身廊の窓に12-13世紀のステンドグラスを複製した色ガラスが施された。1982年には大聖堂内部の大規模な洗浄、1990年代には北側ファサードの修復や洗浄が実施されている。また、1990年から2年をかけてパイプオルガンの修復も行なわれている。

しかしながら、2000年代初頭のこのカテドラルの保全状況は芳しくなかった。ガーゴイルや手摺りを含む装飾的な石像の多くは劣化しており、飛梁の石積みは構造的に不安定になり、尖塔は倒壊せぬように金属ベルトで屋根に留められていた。そのため、2013年に歴史的モニュメント修復が専門の主任建築家の報告書に基づいて修復事業が承認され、2018年に南側の飛梁一つと屋根上の尖塔の修復が開始することとなった。この最新の修復事業の最初の課題は尖塔修復だったため、2019年はじめには大規模な鉄鋼製の足場が屋根の上に設置された。尖塔を取り囲むように立っていた16のブロンズ像は、4月12日にクレーンで釣り上げられ、フランス南西部で修復を行うため移動された。その数日後、火災がこの尖塔と屋根を全焼させることになるのである。

### 3. 2019年4月の火災による被害と直後の大統領宣言

2019年4月15日に起きたノートルダム・ド・パリの火災は世界中の人々に衝撃を与えた。カテドラルの屋根から煙が上がっているのが確認され、午後6時20分に警報が鳴る。高精度な警報システムが設置されていたにもかかわらず、最初は、火災がどこから生じているのか探知されなかったと

のことである。6時43分に再度警報が鳴った際には火の元が突き止められたが、火の手はすでに木造の屋根組み全体を包み込んでいた。7時までには600人を超える消防士が現場に到着してレスキュー作業を進めるが、一時間後の8時には尖塔が倒壊し、火は屋根と尖塔を焼き尽くす結果となる。

動員された消防士たちはスケッチをしながら、この状況に取り組むための動線の戦略を練った。火の元が断定されてからは、消防の緊急処置は極めてプロフェッショナルに行なわれ、それまでの訓練やカテドラルの意義・建築構造上の知識が徹底していたとして評価されている。セヌ川から水がポンプで吸い上げられ、火災に散水される間の緊急対応として、大聖堂内部にあった聖遺物「茨の聖冠」などが避難させられた。

ノートルダム・ド・パリの屋根組みは木造であり、カテドラルの身廊や中央交差部の天井となる厚さ24センチメートル程度の薄い石造りのヴォールトの上を複雑な森のように覆っていた。何世紀もの間乾燥した状態であった木材の消失は速かった。そこに屋根を覆う鉛が溶けてさらに炎を活発化させたともみられる。後日、屋根組みの骨格となる大きめの木材は表面のみが炭化していることがわかったため、火の手の薪となったのは主として小さめの木材だったともいえる。火災の中で、屋根組みの炎上は身廊の東部から午後7時37分に始まり、8時には完全崩壊した。

尖塔の修復用につけられた鉄鋼の足場は残存したが、高温により変形し溶接した状態となった。その後、火の手は北側の塔にも広がったが、鐘が吊られている塔内の木造の梁は燃えずに残存し、鐘も無事であった。この時点では、屋根組みの木材は石造りのヴォールトのところどころを突き破ってカテドラル内部に落下していた。消防団はドローンや放水ロボットも使用しながら午後10時半には消火の目処をつけ、午前2時までには消火が終了した。

火災の翌日から、最初の残骸処理や現場検証にはロボットが使用された。ステンドグラスや側廊にあった工芸品、南北の塔や鐘楼は難を逃れており、文化財保護官も参画して1300にもおよぶ宗教上・芸術上重要な物品が避難

させられた。屋根部分から床へ落下した残骸の中からは、96メートルの尖塔の先端に取り付けられていたブロンズ製の風見鶏も見つかり、奇跡的とされた。

消防団が更なる災難のないように作業を進める中、世界中から次々とノートルダム・ド・パリの修復へ向けた巨額の寄附が表明され始め、その中にはグッチ、イヴ・サンローラン、ルイ・ヴィトンといったラグジュアリー・ブランドの所有者、フランスの石油会社トタルやディズニーが名を連ねた。フランス共和国のエマニュエル・マクロン大統領は4月16日の晩に被害を受けた現場を訪れ、ノートルダム・ド・パリの再建を優先させ、必要に応じて国際規模で専門家を揃えるとメディアを通して宣言した。翌日にはさらに具体的な内容として、カテドラルは以前に増して美しく再建されると述べ、再建は5年以内、2024年パリ・オリンピックまでには達成したいとする意向を表明した。さらに翌日には、フィリップ首相を通して国際デザインコンペの開催が発表され、ヴィオレ＝ル＝デュクの尖塔が復元されるのか、それとも現代ならではの新技術と新デザインに挑戦した案が選考されるのかを検討する旨が示された。このような火災直後の一連のマクロン大統領による発言は、ノートルダム大司教座の責任者や文化財関連の専門家を困惑させるものとなった。

#### 4. 火災後の被害状況と短期的措置

現場清掃や建造物の構造上の緊急補強は、火災直後から開始された。火災が木造の屋根組みや尖塔を破壊したことは可視的に明確であった。石造りのヴォールトを突き破って落下した木材があったことも事実であるが、石積みがあったことで火の手がカテドラル内部に侵入せずに済んでいた。内部の石柱が熱によって損害を受けている状況も見られたが、石積み構造や石造りのヴォールトへの火災のインパクトに関する状況調査の必要性は依然として残っている。過去数十年の修復作業は、建築意匠上のものが多かった。今回の火災による被害は、より大規模な修復作業を必要とするた

め、12-13世紀からの石積み構造全体を分析し、見直す機会ともなり得よう。

屋根構造の消失や身廊を覆うヴォールトの脆弱性は、建造物全体の構造上の安定性を大きく損なうおそれがある。建物外部に突き出す飛梁は側壁の高い石柱を横から支えているが、それを上部からの重石として繋いでいた部分が不在になった以上、ただでさえも火災で劣化している側壁の石柱に圧力がかけられ、構造上側壁が外側へ開いていく危険性がある。ここで言及すべきは、ノートルダム・ド・パリが建造された中世においては、屋根が上から垂直に側壁に及ぼす荷重により全体的な構造上の合理性を確保するため、ヴォールト天井よりも先に屋根がつくられていた事実である。側壁固定のための予防策としては、それを外側から支える全ての飛梁のアーチ内側に木柱が取り付けられ、横に作用する力が均衡を保つように措置が取られた。これは、今日封鎖中のカテドラル周辺の柵外からも一般市民が目にするのできる飛梁アーチのフレーミングである。屋根下部の切妻破風も、屋根が不在となった以上支えなしで残存していたため、さらなる被害が生じないように木材で補強された。

後陣、側廊やステンドグラスは屋根の火災を受けても無傷であった。パイプオルガンも被害を免れた。しかし、ヴォールトがところどころ内部へと崩壊したので内部は粉塵や鉛でいっぱいとなり、パイプオルガンは粉塵を浴び、この除去が必要だという。上部の窓のステンドグラスは作業現場のリスクから保護するために一次的に取り外され、開口部は封鎖された。ヴォールト天井には雨水から保護するため覆いがかけられたが、鉄鋼の足場が依然として設置されたままのかつての尖塔周辺部分には覆いをかけられないままとなっている。損害を受けた内部の柱は木材厚板と共にスチールケーブルで縛って暫定的に補強されている。

尖塔修復作業のためかけられた金造製の足場は「森」と呼ばれる12世紀の木造屋根組みに構造上依拠していなかったため、屋根構造が炎上しても足場は落下せずに済んだ。これが落下すればさらに大きな被害が出ていた

と考えられる。今後、構造調査などを経て新たに計画されることとなる火災後の修復作業へ向けて、喫緊の課題はこの足場の除去となろう。また、屋根の鉛はヴォールトの石積みの上に溶接されており、石造りのガーゴイルの樋を流れたためガーゴイルに付着して固まった鉛を除去することも今後の課題である。

さらにいえば、消火のために勢いよく放水された水が石積みの間を接着しているモルタルを押し流した可能性もある。この検証結果は、石造りのヴォールトをそのまま修復できるのかそれとも解体・再建を要するのかという方法の選択に影響してくるだろう。石材そのものがさほど損害を受けていなければ、モルタルを間に注入することは可能である。詳細な分析調査のために、今後、ヴォールト天井の上下に作業板が渡されることになっている。

現場で仕事を進める作業員の安全を確保するためには、暫定的な構造補強と作業用の床面などの現場準備が欠かせない。これは、修復に向けての建築上の分析調査のいっさいを開始する前に必要な措置である。破損した残骸から回収された材料のすべては、カテドラル前の作業現場に保管・保存されている状態である。

## 5. 消失部分の再建へ向けて デザインと材質の議論

4月15日の火災一週間後には、ノートルダム・ド・パリの屋根が将来どのような姿になるのかというデザイン案のあれこれが、インターネット上に出回っていた。また、「森」すなわち木造だった屋根組みを復原するために必要な木材が入手困難であるとする懸念も一般論として示されていた。しかし、適切な木材が不足するのではないかという説については、確かに大量の木材であるとはいえ、必要となるオーク材はフランスでは供給上問題ないものであり、そのような説は鉄鋼関係のロビイストたちによるものであろうと当局は反論した。ただし、木材不足になるのではないかという議論は、屋根組みに金属や鉄筋コンクリートを用いるといった、フ

ランス国内の他のカテドラル修復の諸例で見られる解決方法もあり得ると  
いう見解を生み出した。ランスやナントのカテドラルの屋根組み再建にあ  
たっては、鉄筋コンクリートが使用されている。ランスのカテドラルは第  
一次世界大戦で破壊された後、廢墟として残すか否かという議論を経た上  
で、それに続く20年のうちに再建が進み、1938年に竣工した。この際、ジョ  
ン・D・ロックフェラーによって大規模な寄附が寄せられていた。ナント  
のカテドラルでは、1972年の火災で屋根が焼失したのち三年間教会機能が  
閉鎖され、その修復作業は2008年に至るまで断続的に続いた。屋根組みは  
ここでも鉄筋コンクリートでつくられている。シャルトルのカテドラルに  
おいては、1836年の火災で木造の屋根組みと鉛の屋根葺が焼失し、錬鉄と  
鑄鉄を用いた金属製の屋根組みと銅板の屋根葺に置換された。シャルトル  
のカテドラルはフランスにおける最も古い金属構造のひとつで、それを強  
調する方針で、「1837年に屋根再建の際に取り付けられた金属製の構造は、  
19世紀の顕著な建築要素であり、この建造物の価値に資するものである」  
という説明のもと、世界遺産リストに登録される際にも問題視されていな  
い。さらには、クロード・モネの絵にも描かれるルーアンのカテドラルの  
尖塔は、1876年の再建の際に鉄でつくられている。

一方で、12世紀の方法を踏襲した屋根組み構造を再現できる職人技術は、  
今日においてもフランスで存続するとされる。フランスの伝統的職人技術  
は、コンパニオン・デュ・ドゥヴォワールと称する中世から脈々と続く職  
人や熟練工の組織を通じ、親方とその弟子の間での継承がなされているの  
である。しかしながら、木材が今後の屋根組みにあらためて使用されると  
しても、伝統的にはノコギリで切られていたような木材が今日では別の方  
法で切られるなど、全く同じ方法が踏襲されるわけではないだろう。

2019年にパリ市民にとって大きな懸念となったのは、ノートルダム・ド  
・パリの鉛の屋根葺が焼けたことから派生した鉛害である。環境関連の団  
体が政府に対して訴訟を起こし、清掃・構造補強の作業現場は一か月ほど  
閉鎖した。鉛を扱う作業員については安全措置が取られている。しかし、

パリ市全体に鉛を含む粉塵が及んでいるとされ、ノートルダム・ド・パリが位置するシテ島周辺の学校等では念入りの清掃作業が執り行なわれた。伝統的には、カテドラルの屋根は鉛のタイルで葺かれてきた。鉛は耐久性が高く、その重みによって安定的に下部構造に荷重作用を及ぼすからである。焼失した鉛の屋根材は、800年も耐久力を示した。しかし、鉛害をめぐって環境や市民の健康の面からの議論が収束した直後に再度鉛を用いることが可能だろうか。カテドラルの屋根再建の際に何の素材が使われるべきかという議論には、環境面からの視点も加味されることとなろう。銅板を用いたシャルトルの例に倣えば、よりコストはかかるが、今日においては酸化しない銅素材を入手することも可能であるとして、銅という選択肢が浮上している。コストをかけないのであれば錫や亜鉛メッキされた鉄板があげられる。

尖塔デザインに関しては、19世紀にヴィオレ＝ル＝デュクのもとで新規デザインが導入され実施された再建の図面が残っており、直近の尖塔修復計画に際して行なわれていた3Dスキャン資料もあるため、4月15日直前の姿に尖塔を复原することは可能である。意匠に関する議論では、ノートルダム・ド・パリは17世紀、18世紀、19世紀、と各時代に何かしら新しい要素が導入されて現状変更が繰り返されてきているため、なぜ21世紀にそれが許容され得ないのかという論点が挙げられる。

それでは、最終的な決定はどのような条件に基づくことになるのか。鉄筋コンクリートといった新素材は、燃えず朽ちない点では優れているが、今日、コンクリート素材の維持や修復がいかに困難かということも証明されている。解決策に至るには、素材の耐久性と、それに加えてコストや再建にかかる時間などが比較検討されるべきであろう。この議論には、木材、鉄鋼、コンクリートをめぐる各種ロビー活動や、安全を第一とする保険分野の方針も関わってくる可能性がある。そして議論プロセスはメディアに取り上げられることによって一般的な関心を喚起していくとも考えられる。一連の議論の中で、火災で受けた被害を機会として、ゴシック建築

の合理的構造をこれまで以上に理解するための詳細な研究の場を設けることも重要ではなからうかと考えられる。

## 6. ノートルダム・ド・パリ保全修復特別法の制定にいたるまで

上に述べたように、火災発生の直後より、現場では将来にわたってカテドラル建築を保全するための諸条件を整備すべく準備作業を続け、また関連する人々を更なる被害から保護するための活動が見られてきた。それでは、ノートルダム・ド・パリの今後の修復を国家として着実に実行していくために必要となる規範、政策上の枠組みは、どのように形成されているのだろうか。

2019年7月29日、新しい法が發布された。「ノートルダム・ド・パリの保全修復およびそのための寄附金受付制度の設置に関する法2019-803号」である。これは翌日、フランス政府の官報で公表されている。この特別法は11条で構成され、第1条で2019年4月16日以降の寄附金受付制度を制定したのち、第2条ではその用途がノートルダム・ド・パリの保全修復のための作業を賄うことに限定されることを示している。そして、その作業とは第一に当該建造物の「歴史的、芸術的、建築上の公益を保護するため」の作業であることを定義づけている。第4条では、個人や企業だけでなく地方自治体も寄附を行える旨を呼びかけている。第5条では、寄附団体への税制上の控除を明示している。さらには、第9条では、この特別法のもとデクレ（政令）によって国家の特設公益行政機関を設け、文化省との連携の上で任務遂行に当たらせることを公言している。第10条では建築文化遺産国家審議会（CNPA）が定期的に作業の進捗状況について報告と諮問を受けるべきであることにも言及している。そして、第11条では、これが特別法である以上、上記の特設公益行政機関が文化財法典の例外として考古学調査を行えること、仮設構築物をめぐってフランス建造物監視官と意見が対立した場合はイル・ド・フランス地域圏建築文化遺産審議会への諮問を免除されること、環境法典に基づき歴史的モニュメントを利用した広

報活動は禁止するが商業的目的を伴わず修復作業への関心喚起のための教育的広報・掲示であれば認められること、作業の必要に応じて道路交通・環境・都市計画上の法規に例外を認めることなどが細かく記載されている。

ここで、上記の特別法の制定と発布に至るまでのフランス議会での議論を考察したい。当初の原案では9条から成っていたこの法案は、火災の翌日にフランス共和国大統領が周知したノートルダム・ド・パリ修復を賄うための国家基金を設置することを目的としている。まず、法の原案を火災9日後の2019年4月24日に国民議会へ提出したのはリースター文化大臣である。同日、フランス政府はこの法案可決までのプロセスをすみやかに進めることを公約する。とはいえ、即座に法案を両院が可決することはなく、3か月の間、何度も見直しが行われ、その度に両院での審議を行き来した。

フランス国民議会が5月10日に最初の読会を開き、カテドラルの保全修復作業を全面的に委託され実行する特設公益機関を設ける条項を要求した。最終的に特別法の9条で定義されることとなる内容である。

元老院では、二つの委員会で平行してこの法案を検討することになる。4月30日に元老院財務委員会がこれを取り上げ、5月15日にはモンゴルフィエ議員を本案の委員会ラポルトゥールに任命したのち、翌週22日に国民議会を通過した法案に関するモンゴルフィエレポートを審議する。一方、元老院文化教育コミュニケーション委員会では、5月7日にシュミッツ議員を本案に関するラポルトゥールに任命する。こちらの委員会でも、5月22日にシュミッツレポートを審議し、法案に修正案を加える。修正案は、領収した寄附金はノートルダム・ド・パリの保全修復という限定的目的以外に使用しないこと、新たに設置が提案された公益機関が文化省の監視下に置かれることなどを要求した。その後、5月27日には元老院本会議で最初の法案読会が開かれ、さらに修正案が出される。その内容とは、火災前と異なる建築素材が使われることになった場合には作業責任者によって一般向けに変更を伴う修復の検討案を公開すること、建築文化遺産国家審議会(CNPA)に定期的に報告・諮問がなされること、といった事項であった。

7月2日には、国民議会で再度読会が開かれ、法案が通過する。その法案を受けて元老院文化教育コミュニケーション委員会であらたにシュミッツレポートが準備され、7月8日にはこれに基づき更なる修正案が提示される。その内容には、寄附金の用途にはカテドラルの通常維持管理費や人件費を含まないこと、世界遺産としての顕著な普遍的価値の真正性と完全性を尊重する作業を担保すること<sup>1</sup>、作業が火災直前の最後の目に見える姿にカテドラルを復原するものであるように課すこと<sup>2</sup>、国家指定の歴史的モニュメントであるノートルダム・ド・パリの歴史的建造物主任建築家の権威のもとで作業が進められるようにすること<sup>3</sup>、公益機関の学術委員会が建築、中世史、考古学の識者として適任な面々を中心に据え、それらのメンバーを国の文化財保護官、フランス建造物監視官、歴史的建造物主任建築家、教育・研究従事者、CNRSの研究者から選考すること、目的とする作業が達成されたら公益機関は解散すること、といった条件が挙げられていた。そして、7月10日の元老院本会議での再読会では、これらが認められた上で、本案中の「カテドラル周辺」という文言が曖昧すぎるために周辺とは広場も入るのか建造物を取り囲む公共空間を指すのかシテ島南側の歩道も入るのかなど、周辺がどこを指すかを具体的明示する指示が更なる修正点として加えられた。

そして、7月16日には、国民議会で最後の読会が開かれる。ここでは「修復作業は建造物の歴史的、芸術的、建築上の公益を保護する」という文言に法案内容が改められた。「作業はカテドラルを火災直前の最後の目に見える姿に復原するものである」という元老院から度々出された案文が認められず、元老院が固執したこの点については、最終案から外される結果となったのである。

---

<sup>1</sup> 5月22日の同委員会による修正要求の反復。

<sup>2</sup> 5月22日の同委員会による修正要求の反復。

<sup>3</sup> 5月22日の同委員会による修正要求の反復。

<sup>4</sup> BANDARIN, Francesco, "It's official : the new Notre-Dame will look like the old Notre-Dame", *the Art Newspaper*, 2 August 2019.

フランチェスコ・バンダリンによる8月2日<sup>4</sup>の考察は、この特別法がノートルダム・ド・パリを世界遺産としてふさわしくヴェニス憲章などの国際文書に則って「火災直前の最後の目に見える姿に」復原することを示したと記述しているが、これは誤解である。

こうして、パリのカテドラルの尖塔や屋根を焼失させた火災の3か月後に、その修復を規定する法律が成立した。7月29日に公布された新法は、ノートルダム・ド・パリの修復作業が「建造物の歴史的、芸術的、建築上の公益を保護する」もの、すなわちその調和的文脈のうちに再建する目的にあることを示唆している。またこの法は、既存の文化財保護・都市計画・環境・建設関連法典に反する特例措置を最低限にとどめるように目配りしている。

## 7. ノートルダム・ド・パリ保全修復のための特設公益行政機関

2019年11月28日、「ノートルダム・ド・パリの保全修復のための特設公益行政機関の組織と役割に関するデクレ（政令）2019-1250号」によって、この公益機関が設置された。翌日の官報で公表されている。

このデクレは前述した7月29日法の第9条に基づくもので、25条から成る。公益機関は自立した権威を有する組織として12月1日に発足した。公益機関の総裁もデクレによって任命され、組織解散もデクレによって命令されることが条項のうちに明記されている。

この特設公益機関の目的は、2019年4月に火災で被害を受けたゴシック様式のノートルダム・ド・パリの保全修復に他ならず、それに限定される。公益機関の権威がおよぶ範囲は広くセクター間をまたがり、作業全工程を調整し管理する任務を帯びる。総裁としてマクロン大統領に任命されたのはジャン＝ルイ・ゴルジュラン将軍、かつてフランス統合参謀総長を務めた軍人である。軍人が文化財の保全管理組織を率いることは異例である。マクロン大統領が5年と公言した修復期間は、ノートルダム・ド・パリが大規模建築であることと火災を受けた被害状況を鑑みると、文化財の観点

からは現実的ではなさそうである。しかしながら、5年で全作業が終わらないにしても作業を遅らせるような諸要因に立ち向かい、多くの当事者を動員し様々な業種の作業契約も絡む複雑かつ大掛かりなオペレーションを統率していく役に、将軍が就いた。フランス軍の要職経験者で統率力を有し国家元首の命に服従する人材として抜擢されたといえよう。ゴルジュラン総裁の右腕として公益機関の特任事務局長に就任したフィリップ・ジョストは、長年フランス軍の財務責任者として公務に当たった理工系エコール・ポリテクニック出身の技術将校である。特設公益機関の職員には、40名の人材が雇用されている。公益機関はこれらのスタッフ運営の全て、国内外から受け付けられた寄附金全ての領収と事業化、予算執行、契約締結、近隣の商店主や住民対象の情報共有を一任されている。

なお、デクレに基づき、特設公益行政機関に助言を行う各種諮問委員会が設置されている。運営委員会にはイル・ド・フランス地域圏知事、パリ市長、パリ大司教に加えて元文化大臣や元外務大臣などの重要な公職経験者が3名。学術委員会は歴史的建造物、考古学、歴史学、美術史、工学、材料科学の分野から最大14名の有識者によって構成される。この他、大口寄附者等から成るドナー委員会も設けられている。組織内には、コミュニケーション・広報・メセナ担当部長として文化省出身の職員が、現場作業監督としてイル・ド・フランス地域圏文化局所属の技師が配置されている。

この特設公益行政機関の直近の優先的課題は、前述した通り炎と煙で溶接した金属製の足場を屋根から除去し、修復へ向けての調査を進め、またカテドラルの周辺環境整備をパリ市と共に進めることである。また、修復作業への研修を企画したり、学術委員会を開催して今後の作業方針の大きな鍵となる議論と助言を喚起したりすることも重要となる。活動内容は全て年次報告書に記載され、これが運営委員会に提出された上で、文化省によって一般公開されることとなっている。

2020年1月22日、ノートルダム・ド・パリ保全修復のための特設公益行政機関のゴルジュラン総裁はフランス元老院の文化教育コミュニケーション

ン委員会で答弁に応じた。その時点で、カテドラルの屋根上の足場に崩壊防止用コードを巻きつける作業をしており、こうして補強してから切断し除去する工程に移るとのことであった。足場の除去は2月中旬に開始し4か月で終了する予定と述べられている<sup>5</sup>。身廊の上部については、現状では焼けた尖塔と屋根組みの木材や金属片が黒焦げの残骸となってヴォールト上部を覆っている状態である。そこで、側壁に作業板を渡すことで、ヴォールトの上側に作業員がアクセスして損害部分の除去を開始できるようになる。作業板の設置や清掃作業が進めば、その後ヴォールトの詳細調査や石材の間を接着するモルタルの状態測定が可能となる。ここは、4月15日以来、火災、雨風、熱波、寒波などに直接晒されてきているため、いっそう脆弱な部分だとされている。

ゴルジュラン総裁は、詳細な状況診断を、カテドラル上部の消失部分だけでなく建造物全体に対しておこない、その上で修復計画を完成させていく予定であると述べている。ノートルダム・ド・パリの修復計画は建築文化遺産国家審議会（CNPA）に提出されて審議を経た上で、2021年中に事業化して着工することが目されている。火災後の清掃はロボットに頼ってきているが、今後作業現場に入る人々への鉛害がないように、カテドラルおよびその周辺の作業現場全体の洗浄は重要課題である。

ノートルダム・ド・パリ保全修復に当たり、この公益機関を通して意思決定を操るリーダーはただ1人、マクロン大統領であるとも言えよう。ゴルジュラン総裁は直接大統領に報告を行う。文化省に一任することはせずに特別法のもと大統領直管の機関を設置したことにより、今後の作業の全工程を、大統領は直接的もしくは間接的にコントロールできる立場にあるのである。一方文化省は、修復作業の監視と計画においてその役割を維持することとなる。ノートルダム・ド・パリの歴史的建造物主任建築家であ

<sup>5</sup> 新型コロナウイルス感染予防のため、ノートルダム・ド・パリの修理現場では3月16日以降全作業が中断されていたが、5月4日に作業が再開された。作業員の安全措置を講じた上での段階的な再開であり、必然的に今後の工程は見直されることになる。

るフィリップ・ヴィルヌーブは、火災前の尖塔修復作業に臨み、火災が起きてからは特設公益機関ができるまでの全ての建築上の緊急対応、補強措置を指揮してきた。パリのカテドラルの将来に関する文化省の立場は、具体的にはこの主任建築家や地域圏文化局を通じて保持されていくのである。国内外メディアの注目を最も集める尖塔再建の課題については、ゴルジュラン総裁はヴィルヌーブ主任建築家に対して、最終決定を踏襲する役目にある立場として慎重に留保する姿勢を持つように、と言いつ聞かせているという<sup>6</sup>。カテドラルの修復を委ねられた公益機関が、この点に関しては、文化省と意見をたがえてでもマクロン大統領の見解に厳格に従う意向を有していることが垣間見られる。

## 8. おわりに 今後の課題と展望

本稿では、2019年前半に火災に遭ったノートルダム・ド・パリが、火災約一年後に至るまでどのような状況を経ており、如何なる政策上の対応措置が講じられてきたかという経緯を考察した。パリのカテドラルの将来像へ向かって作業が前進していることを国内外に示すという大統領の政治的意向が強い中、そのプロセス全体に関わる作業と当事者は広範囲に及ぶ。このため、政策手段として策定されたノートルダム・ド・パリ保全修復のための特別法およびそれに基づき大統領直下に設置された特設公益行政機関には、プロセスを取り纏めることができるよう、規範と必要条件を満たすことが期待される。

2020年1月末の時点で、特別法に基づくノートルダム・ド・パリ保全修復のための基金へと表明された寄附金総額は9億ユーロを上回り、33万5000人の寄附表明者から寄せられたものである。そのうち、1億8000万ユーロがすでに特設公益行政機関によって領収されている。巨額の寄附を表明

---

<sup>6</sup> Audition du général Jean-Louis Georgelin, président de l'Établissement public chargé de la conservation et de la restauration de la cathédrale Notre-Dame de Paris, 22 janvier 2020. この点については、答弁の際に出席していたCNPA委員長のルー元老委員議員の同意を促している。

したドナーたちは、何が学術的に、科学的に必要な工程であるかについてよく説明を受け、理解する必要がある。そして、作業責任組織においては、被害を受けたカテドラルの構造的強化、詳細な現場分析調査、将来計画という三方向のバランスをとりながら作業を進めていかねばならない。ノートルダムの復活を心に望み描くフランス国民の目でもこれを監視していくことのできるメカニズムは、附随してくるだろう。

建築上の技術面では、建造物の脆弱性を打ち消し、レジリエンスを強化していくために十分な維持管理をいかに保障するかという点が、長期的には課題となる。それに関連して、今回の火災後の緊急対応でこれまでの成果が発揮された消防団の訓練および地元商店・住民の意識喚起の継続は不可欠である。

現在おこなわれている構造強化作業が終了した後は、石造ヴォールトの脆弱性等についての詳細な建築上の詳細な分析と保全状況の診断がおこなわれるだろう。調査や補強の作業においては、伝統的手法で建設された歴史的建造物を熟知する技師や職工が欠かせない人材となる。

ここで筆者が強調したい課題は、なるべく早期にパリのカテドラルであるこのゴシック建築への国民一般のアクセスを検討するというものである。人々の手に戻す、ということである。現場整備によって安全性が完全に確保されるまでは難しいにしても、作業半ばでも一部でキリスト教の典礼を行えるようにし、その他の作業箇所を一般の人々が見学できるようにして、宗教建築の復興過程を教育的に明示するのである。カテドラルの宗教上の機能が少しでも確保されれば、修復作業を計画に沿って秩序立てて遂行しやすくなり、急ぐ必要が減退するのではないかと考えられる。そのためには、屋根の焼失した身廊上部全体を傘のように覆いつつ、修復作業が進められるように側壁やヴォールト、飛梁への技師や職人のアクセスを確保しなければならない。今後、詳細な分析調査のためにヴォールト天井の上下に作業板が渡されることについては前述したが、この措置によって、調査作業を進めながらも下では人々が集えるようになるのではないだろう

か。ゴルジュラン総裁の答弁によれば、ノートルダム・ド・パリの前庭に当たる広場の解放を進め、ここに仮設の祈りの場を設ける希望も司教区から出されている。しかし、鉛の害が著しいとされるこの広場を安心して人々に戻すためには、鉛の除去をおこない安全確保のための作業を粛々と進めつつ、クレーン作業に隣接していることの危険性や建材置き場の確保を妨げないといった点にも留意していく必要がある。

さて、本稿の最大の論点は、2019年7月29日の特別新法が、元老院による度々の修正要求にも拘わらずそれを退けたかたちで成立し、ノートルダム・ド・パリの将来像に多様な可能性を残したことにある。特別法第2条に示される「歴史的、芸術的、建築上の公益」の文言は、画期的な方策を許容するものとなるかもしれない。カテドラルの屋根組みはどのような素材を用いて再建され、屋根葺にはどのような素材が用いられるであろうか。失われた尖塔は、1859年のヴィオレ＝ル＝デュク的设计に忠実に復原されるのか、それともマクロン大統領が火災直後に示唆したように現代ならではの建築表現の対象となるのか。

修復という方針を発展させていくのであれば、国連教育科学文化機関（ユネスコ）や国際記念物遺跡会議（イコモス）に是認されたヴェニス憲章<sup>7</sup>や奈良文書<sup>8</sup>などの国際的な文化財保全原則に則り、伝統的手法を駆使し、直近に焼失した19世紀の尖塔の形状や特徴を回復させるべきなのであろう。また、専門的観点からすれば、屋根と尖塔はまとまった一つの建築的複合であり、その再建に別々の技術や次元を用いることは想像もつかないようなことである。火災直後にマクロン大統領が尖塔再建における建築表現の誇示を仄めかしていたために、これまでの一般的世論はこの建築的

<sup>7</sup> 1964年にイコモス設立を決定するもとなった歴史的建造物に関する規範文書である。この中で、再建や復原については、「推測」がはじまるところでとめられなければならないこと、また歴史的建造物が経てきた歴史的変化を特定の時代に偏ることなく尊重した上でおこなわれなければならないことが示されている。

<sup>8</sup> 1994年に「文化遺産のオーセンティシティに関する奈良ドキュメント」として、奈良で開催された国際会議で発出された文書である。この中で、オーセンティシティ（真正性）とはその文化遺産が所存する文化圏固有の価値観に根ざして判断されるべきとの文脈主義、文化多様性論が明示されている。

複合の一部すなわち尖塔にしか焦点をあててきていない。

本稿を踏まえた研究発展に際しては、今後の情報収集の上で、ノートルダム・ド・パリの保全修復に当たる特設公益行政機関の学術委員会の構成員や、伝統的建築構造に造詣の深い技師・職人にアプローチし聴き取り調査を行うことが有用となろう。また、上記公益機関の市民向けの情報発信内容や年次報告書も欠かせない資料となる。

ノートルダム・ド・パリの将来像が、より高度に美しく強く建てられたものとなるために、今日の最新技術やかつて使用されなかった素材の導入に関する議論が今後さらに拡大していく。再建は、三つの大きな論点を有している。工程期間、尖塔、屋根組みである。それらについての決定が特別法に基づきどう進められていくかについては、世界中が注目している。この際、修復または再建の方向性がどれだけフランス内外における文化財保全の原則に則ったものであるかを確認しつつ、そのような保全原則を見直しさせるほどの議論に至る可能性も残ることを踏まえて考察を継続したい。

## 参考文献一覧

Loi n° 2019-803 pour la conservation et la restauration de la cathédrale Notre-Dame de Paris et instituant une souscription nationale à cet effet.

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000038843049&categorieLien=id> (2020年3月30日最終アクセス)

Journal Officiel n° 0175 du 30 juillet 2019 texte n° 1.

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJO.do?idJO=JORFCONT000038843046> (2020年3月30日最終アクセス)

Décret n° 2019-1250 du 28 novembre 2019 relatif à l'organisation et au fonctionnement de l'établissement public chargé de la conservation et de la restauration de la cathédrale Notre-Dame de Paris.

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000>

[039429294&categorieLien=id](#) (2020年3月30日最終アクセス)

Journal officiel “Lois et Décrets” n° 0277 du 26 novembre 2019.

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJO.do?idJO=JORFCONT0000394288>

[94](#) (2020年3月30日最終アクセス)

Restauration et conservation de la cathédrale Notre-Dame de Paris.

[https://www.senat.fr/espace\\_presse/actualites/201905/restauration\\_et\\_conservation\\_de\\_la\\_cathedrale\\_notre\\_dame\\_de\\_paris.html](https://www.senat.fr/espace_presse/actualites/201905/restauration_et_conservation_de_la_cathedrale_notre_dame_de_paris.html)

(2020年3月30日最終アクセス)

Audition du général Jean-Louis Georgelin, président de l'Établissement public chargé de la conservation et de la restauration de la cathédrale Notre-Dame de Paris, 22 janvier 2020.

[http://videos.senat.fr/Datas/senat/portail/video.1492984\\_5e2637517a077.patrimoine---audition-du-general-jean-louis-georgelin-president-de-letablissement-public-charge-de](http://videos.senat.fr/Datas/senat/portail/video.1492984_5e2637517a077.patrimoine---audition-du-general-jean-louis-georgelin-president-de-letablissement-public-charge-de)

(2020年3月30日最終アクセス)

BANDARIN, Francesco., “Notre Dame should be rebuilt as it was”, *the Art Newspaper*, 30th April 2019.

BANDARIN, Francesco., “Notre Dame is unstable: a strong wind could make the walls collapse, report says”, *the Art Newspaper*, 22 May 2019.

BANDARIN, Francesco., “It’s official : the new Notre-Dame will look like the old Notre-Dame”, *the Art Newspaper*, 2 August 2019.

BANDARIN, Francesco., “Inside Notre Dame: a blow-by-blow account of the restoration process”, *the Art Newspaper*, 30 September 2019.

BANDARIN, Francesco., “Notre Dame enters a new and high-risk phase in its restoration”, *the Art Newspaper*, 30 December 2019.

WEISE, Kai. & JOSHI, Anie., “Notre Dame de Paris 2019 Fire: Notes on the response and early discussions on rehabilitation”, September 2019.

加藤耕一, 『時がつくる建築 リノベーションの西洋建築史』, 東京大学出版会, 2017年。